

現在育児休業中の方は、
復職後、復職済みにチェックがあり、復職日の記載のある
就労証明書を提出してください。

1 提出先

状況	提出先
利用中の方・利用が決まった方	保育所等のある区の区役所こども家庭支援課
転園申請中（保留含む）の方 利用申請中（保留含む）の方	お住まいの区の区役所こども家庭支援課

※ 復職後に保育必要量が変わる（保育短時間から保育標準時間に変更する必要がある）場合は、変更を必要とする月の前月までに認定変更申請書を提出してください。

※ 「就労証明書」「認定変更申請書」は、横浜市ウェブサイトからダウンロードしてください。
区役所こども家庭支援課でも配布しています。



【URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/riyou/hoikuriyou/R9hoikuriyou.html>

2 留意事項

- ・復職したことを証明する就労証明書は、復職後に就労先事業者等に記入してもらってください。
- ・4月から利用を開始した場合には、現況確認（4～6月頃）の際に復職したことを証明する就労証明書を提出してください。
- ・5月以降に利用を開始した場合には、復職後2週間以内に復職したことを証明する就労証明書を提出してください。
- ・保育所等の利用が決まった場合は、原則として、利用開始月中に育児休業を終了し、利用開始日の翌月1日までに復職する必要があります(転園が成立した場合も含む)。なお、地域型保育事業等を利用する児童が卒園後も育児休業中の利用継続を希望し、施設等を利用することが認められた場合、利用開始月中に復職する必要はありませんが、復職した際には同様に就労証明書を提出してください。

例1：4月1日利用開始の方は、4月1日～4月30日の間に育児休業を終了し、5月1日までに復職する必要があります。
復職せず育児休業を取得し続けた場合、就労事由として認定ができず、保育所等の利用ができなくなる場合があります。

例2：下のお子さんの育児休業中に、上のお子さんが保育所等に在園している場合で、下のお子さんが、4月から保育所等を利用する場合、5月1日までに復職する必要があります。その際、上のお子さんは育児休業要件での利用となっているため、4月は保育短時間認定のまま利用することになりますが、復職後の就労時間が保育標準時間認定に該当する方に限り、3月中に認定変更申請を行うと、上のお子さんも4月から保育標準時間で利用できる場合があります。

3 きょうだいで同時に保育所等の利用申請をした場合の取扱いについて

以下の条件に当てはまる申請をしている場合には、申請したきょうだい全員が入所できた際に、育児休業を終了し復職する意向があれば、きょうだいのうち一部のお子さんを保育所等に通わせながら、育児休業を継続（延長）し、そのほかのお子さんの入所を待つことが可能です。

項目	条件	
対象	きょうだい同時申請をしている世帯	
給付認定の種類・区分	子どものための教育・保育給付（19条）2号・3号認定	
利用申請の区分	新規申請（転園申請は対象外）	
給付認定の事由	就労	
保護者の状況	利用申請中の子どもにかかる育児休業中であり、全員が入所できたら、復職する意向がある	就労が内定していて、全員が入所できたら、就労することが決定している
きょうだい申請の意向	きょうだいのうち、ひとりだけでも利用を希望している （きょうだい全員が同時入所でなくてもよい）	

<裏面に続きます>

＜表面から続きます＞

【きょうだいで同時に保育所等の利用申請をした場合の取扱いに関する注意事項】

- 入所が決定したお子さんについては、保留証明書を発行できません。
- 基本的には、育児休業の対象となっているお子さんが入所した場合には、育児休業を終了することとなります。なお、お勤めの会社の制度等で、入所をお待ちになっているお子さんを対象とした育児休業を取得する場合には、新たな育児休業期間等が記入された就労証明書を提出してください。
- 当初の申請において「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整の優先順位が下がってもよい。」を選択した場合には、この取扱いの対象外となります。
- きょうだいのうち一部の子どものみ4月一次申請し内定した後、そのほかの子どもについて4月二次申請をして保留になった場合、きょうだい全員で同時に申請していた期間がないものとして、この取扱いの対象外となります。

【提出先】各区こども家庭支援課 保育担当宛

(市外局番は045)

区名	住所		電話番号
鶴見区	〒230-0051	鶴見区鶴見中央3-20-1	510-1816
神奈川区	〒221-0824	神奈川区広台太田町3-8	411-7157
西区	〒220-0051	西区中央一丁目5番10号	320-8472
中区	〒231-0021	中区日本大通35	224-8172
南区	〒232-0024	南区浦舟町2-33	341-1149
港南区	〒233-0003	港南区港南四丁目2番10号	847-8498
保土ケ谷区	〒240-0001	保土ケ谷区川辺町2-9	334-6397
旭区	〒241-0022	旭区鶴ヶ峰1-4-12	954-6173
磯子区	〒235-0016	磯子区磯子3-5-1	750-2435
金沢区	〒236-0021	金沢区泥亀二丁目9番1号	788-7795
港北区	〒222-0032	港北区大豆戸町26-1	540-2280
緑区	〒226-0013	緑区寺山町118	930-2331
青葉区	〒225-0024	青葉区市ヶ尾町31-4	978-2428
都筑区	〒224-0032	都筑区茅ヶ崎中央32-1	948-2463
戸塚区	〒244-0003	戸塚区戸塚町16-17	866-8467
栄区	〒247-0005	栄区桂町303-19	894-8463
泉区	〒245-0024	泉区和泉中央北5-1-1	800-2413
瀬谷区	〒246-0021	瀬谷区二ツ橋町190	367-5782